○国土交通省告示第千百八十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定により、次の登録住宅型式性能認定機関の登録をしたので、同法第四十四条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日
(2) 登録番号　国土交通大臣　6
(3) 登録住宅型式性能認定機関の氏名又は名称　財団法人建築環境・省エネルギー機構
(4) 住所　東京都千代田区麹町三丁目五番地一
(5) 代表者の氏名　村上　周三
(6) 登録の区分　平成十七年国土交通省告示第九百二十一号第一項第一号イに定める区分
(7) 認定等の業務を行う事務所の所在地　東京都千代田区麹町三丁目五番地一
(8) 認定員の氏名　坂本　雄三、澤地　孝男、鈴木　大隆、林　基哉、鉾井　修一、本間　義規、吉野　博
(9) 役員の氏名　村上　周三、川本　俊明、青木　宏之、有馬修一郎、石田　栄一、石原　信也、石村　和彦、石山　喬、岡本　毅、小川　修武、奥　利江、尾崎　裕、金指　潔、狐塚　章、澤木良次、須藤永一郎、田村　滋美、中村　一幸、中村　光男、根岸　修史、畑中　浩一、波多野信吾、樋口　武男、三澤千代治、南園　克己、森　詳介、矢崎　裕彦、矢野　龍、山内　隆司、和田　勇、高橋　吉徳、宮地　謙一
(10) 認定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　由本　達雄

○国土交通省告示第千百八十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十九条第一項の規定により、次の登録試験機関の登録をしたので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日
(2) 登録番号　国土交通大臣　3
(3) 登録試験機関の氏名又は名称　財団法人日本建築総合試験所
(4) 住所　大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号
(5) 代表者の氏名　辻　文三
(6) 登録の区分　平成十七年国土交通省告示第九百二十二号第一項第一号に定める区分
(7) 試験の業務を行う事務所の所在地　大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号
(8) 試験員の氏名　荒木　秀夫、池田　哲朗、伊藤　淳志、上杉　英樹、上谷　宏二、内田　直樹、大野　義照、岡部　猛、小田　憲史、翁長　博、加藤　史郎、河井　宏允、岸本　一藏、桑原　進、窪田　敏行、倉本　洋、甲津　功夫、河野　進、河野　守、後藤　正美、小松　幸平、志田　弘二、柴田　道生、吹田啓一郎、須川　修身、鈴木　祥之、瀬川　輝夫、高橋　大弐、高山　峯夫、竹脇　出、田中　剛、田中　哮義、田中　仁史、多田　元英、谷池　義人、谷川　恭雄、田渕　基嗣、辻　聖晃、陶器　浩一、十倉　毅、長尾　直治、中島　晃司、中田　慎介、中塚　佶、西岡　真稔、西山　峰広、萩原　一郎、長谷見雄二、林　康裕、原田　和典、疋田　洋子、平石　久廣、藤谷　秀雄、北後　明彦、鉾井　修一、桝田　吉寛、松井　千秋、松下　敬幸、松藤　泰典、南　宏一、南　二三吉、宮本　祐司、村上　雅英、山崎　雅弘、山下　恭弘、山中　俊夫、和田　章、荒井　正直、井上　一朗、井上　隆二、今西　達也、岡村　義徳、河津　龍大、完山　利行、倉橋　岩夫、小早川　香、小南　和也、下平　祐司、田坂　茂樹、田村　博、永山　勝、西　仁、西村　宏昭、益尾　潔、森本　三男、吉田　正友、和木　孝男
(9) 役員の氏名　辻　文三、井上　一朗、松原　徹雄、大野　義照、長田　直俊、佐藤　栄一、田渕　基嗣、田村　博、藤原　富男、石田　恭一、河目　浩吉、窪田　敏行、児玉　哲也、阪倉　嘉一、髙田光雄、谷池　義人、古阪　秀三、鉾井　修一、吉田　豊、上田　哲夫、岨　良政
(10) 試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　井上　隆二

○国土交通省告示第千百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十九条第一項の規定により、次の登録試験機関の登録をしたので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日
(2) 登録番号　国土交通大臣　4
(3) 登録試験機関の氏名又は名称　財団法人建材試験センター
(4) 住所　東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号
(5) 代表者の氏名　長田　直俊
(6) 登録の区分　平成十七年国土交通省告示第九百二十二号第一項第一号に定める区分
(7) 試験の業務を行う事務所の所在地　埼玉県草加市高砂二丁目九番二号